

- (オ) 野球場B
(エ)の表と同じ。
(カ) 野球場C
(エ)の表と同じ。
(キ) ウォームアップ場

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収 しない場合		560円	730円	1,230円
	入場料を徴収 する場合		1,400円	1,820円	3,070円
アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合		1,400円	1,820円	3,070円
	入場料を徴収 する場合		14,000円	18,200円	30,700円

- (ク) サッカー・ラグビー場

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
1 面 の 利 用	アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収 しない場合	2,910円	3,800円	6,400円
		入場料を徴収 する場合	7,270円	9,500円	16,000円
	アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	7,270円	9,500円	16,000円
		入場料を徴収 する場合	72,700円	95,000円	160,000円

- (ケ) 相撲場

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収 しない場合		1,260円	1,590円	2,630円
	入場料を徴収 する場合		3,150円	3,970円	6,570円
アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合		3,150円	3,970円	6,570円
	入場料を徴収 する場合		31,500円	39,700円	65,700円

(ロ) トレーニング室

利用区分		利用時間	午前8時30分 から正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分 から午後6時 まで	午後6時から 午後9時まで
		アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	5,090円	6,870円	11,600円
	入場料を徴収する場合	12,700円	17,100円	29,000円	14,300円	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,700円	17,100円	29,000円	14,300円	
	入場料を徴収する場合	127,000円	171,000円	290,000円	143,000円	

(ハ) テニスコート

利用区分		利用時間	午前8時30分 から午前10時 まで	午前10時 から正午 まで	正午から 午後2時 まで	午後2時 から午後 4時まで	午後4時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 6時まで	午前8時 30分から 午後6時 まで
		1面の利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	450円	610円	610円	610円	310円
	入場料を徴収する場合		1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円
	入場料を								

用 す る 場 合	徴 収 す る 場 合	11,200円	15,200円	15,200円	15,200円	7,700円	7,700円	63,500円
-----------------------	----------------------------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	---------

(シ) 武道館

施 設	利用区分		利用時間			
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
第1道場	全部の 利用	アマチュアスポーツに利用 しない場合	入場料を徴収 しない場合	8,580円	12,800円	17,100円
		アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収 する場合	42,800円	64,100円	85,500円
		アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	51,400円	77,000円	101,000円
		アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 する場合	256,000円	385,000円	513,000円
	2 / 3 の 利 用	アマチュアスポーツに利用 しない場合	入場料を徴収 しない場合	5,720円	8,550円	11,400円
		アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収 する場合	28,600円	42,700円	57,000円
		アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	34,300円	51,300円	68,400円
		アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 する場合	171,000円	256,000円	342,000円
	1 / 3 の 利 用	アマチュアスポーツに利用 しない場合	入場料を徴収 しない場合	2,860円	4,270円	5,700円
		アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収 する場合	14,200円	21,300円	28,500円
		アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 しない場合	17,100円	25,600円	34,200円
		アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収 する場合	85,500円	128,000円	171,000円
第2道場	全部の 利 用	アマチュアスポーツに利用 しない場合	入場料を徴収 しない場合	5,720円	8,640円	11,300円
		アマチュアスポーツに利用 する場合	入場料を徴収 する場合	28,600円	43,100円	56,500円
	アマチュア	入場料を徴収				

	用	アスポーツ以外に利用する場合	しない場合	34,300円	51,800円	67,800円
			入場料を徴収する場合	171,000円	258,000円	339,000円
弓道場 (近的射場)	-	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円

(2) 会議室

ア 陸上競技場の会議室

施設区分		利用時間	午前8時30分 から正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分 から午後6時 まで	午後6時から 午後9時まで
		陸上競技場	会議室1		3,230円	4,030円
会議室2			2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
会議室3			2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
会議室4			2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
会議室5			3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
会議室6			3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
会議室7			2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
会議室8			2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
会議室9			2,280円	2,790円	4,820円	2,790円
会議室10			1,330円	1,550円	2,680円	1,550円

イ 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場及びテニスコートの会議室

施設区分		利用時間	午前8時30分 から正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分 から午後6時 まで
		第2陸上競技場	会議室		3,230円
野球場 (本球場)	会議室		1,330円	1,550円	2,680円

サッカー・ラグビー場	会議室	1,330円	1,550円	2,680円
テニスコート	会議室	3,230円	4,030円	6,970円

ウ 武道館の会議室

施設区分		利用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		武 道 館	会議室 1		3,230円
会議室 2			3,230円	4,030円	4,030円
会議室 3			1,330円	1,550円	1,550円
会議室 4			1,330円	1,550円	1,550円

(3) ラウンジ

施設区分		利用時間	午前 8 時 3 0 分 から 午後 9 時 まで	
		陸 上 競 技 場	ラウンジ 1	1回につき
ラウンジ 2	1回につき		2,000円	
ラウンジ 3	1回につき		2,000円	
ラウンジ 4	1回につき		2,000円	
ラウンジ 5	1回につき		2,000円	
マロニエラウンジ	1回につき		10,000円	

(4) 師範室

施設区分		利用時間	午前 9 時 から 午後 9 時 まで (1 時 間 に つ き)	
		武 道 館	師範室 1	
師範室 2			100円	

(5) 控室

施設区分		利用時間	午前 9 時 から 午後 9 時 まで (1 時 間 に つ き)	
		武 道 館	控 室	
役員控室			100円	

(6) 宿泊施設

施設	利用区分	利用者	
		高校生等以下 (1人1泊につき)	その他の者 (1人1泊につき)
合宿所	県内に居住する者が利用する場合	530円	1,110円
	県外に居住する者が利用する場合	1,110円	2,230円

(7) 附属設備及び器具

区 分	使 用 料
附属設備及び器具	時価を考慮し知事が別に定める額

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場若しくはトレーニング室を専用利用する場合又は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている使用料の額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定められている使用料の額の3分の1に相当する額
 - (2) ラウンジ 午前8時30分から午後9時までの時間1回につき定められている使用料の額の25分の2に相当する額
- 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場若しくは相撲場(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場若しくはテニスコートの会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場及びテニスコートの会議室 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている使用料の額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている使用料の額の6分の1に相当する額
 - (2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から午前10時までにつき定められている使用料の額の3分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては午後5時から午後6時までにつき定められている使用料の額
- 5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を専用利用する場合又は武道館の会議室、師範室若しくは控室を利用する場合の使用料は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (1) 武道館及び武道館の会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められてい

る使用料の額の4分の1に相当する額

- (2) 師範室及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている使用料の額
- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは武道館の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 7 陸上競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し第2陸上競技場を専用利用する場合の使用料は、この表並びに第4項及び第6項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 8 第2陸上競技場、野球場(本球場)又はサッカー・ラグビー場を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合の使用料は、無料とする。
- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは武道館の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合(前項に規定する場合を除く。)の使用料は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

第二条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県立温水プール館</td> <td style="text-align: center;">小山市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td> <td style="text-align: center;">宇都宮市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県総合運動公園東エリア</td> <td style="text-align: center;">宇都宮市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館若しくは別館の競技</p>	名称	位置	略		栃木県立温水プール館	小山市	栃木県総合運動公園北・中央エリア	宇都宮市	栃木県総合運動公園東エリア	宇都宮市	<p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県立温水プール館</td> <td style="text-align: center;">小山市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県体育館分館</td> <td style="text-align: center;">宇都宮市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td> <td style="text-align: center;">宇都宮市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館若しくは別館の競技</p>	名称	位置	略		栃木県立温水プール館	小山市	栃木県体育館分館	宇都宮市	栃木県総合運動公園北・中央エリア	宇都宮市
名称	位置																				
略																					
栃木県立温水プール館	小山市																				
栃木県総合運動公園北・中央エリア	宇都宮市																				
栃木県総合運動公園東エリア	宇都宮市																				
名称	位置																				
略																					
栃木県立温水プール館	小山市																				
栃木県体育館分館	宇都宮市																				
栃木県総合運動公園北・中央エリア	宇都宮市																				

場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、
 栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第二陸上競技場、相撲場、トレーニング室若しくは武道館又は栃木県総合運動公園東エリアのメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジアム、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

（使用料）

第十条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリア又は栃木県総合運動公園東エリアの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

（利用料金）

第十三条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリア又は栃木県総合運動公園東エリアの利用者を除く。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、
 又は栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第二陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニング室若しくは武道館

（第八

条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

（使用料）

第十条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

（利用料金）

第十三条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用者を除く。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2・3 略

別表7 栃木県体育館分館の利用料金の基準額の部を削り、同表8 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の款ア普通利用の場合の項を次のように改める。

ア 普通利用の場合

(ア) 陸上競技場

利用者	利用時間	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
陸上競技場を利用する者（1人1回につき）		250円

(イ) 第2陸上競技場

利用者	利用時間	午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
第2陸上競技場を利用する者（1人1回につき）		120円

(ウ) 相撲場